

指定管理者制度継続施設の概要調書（様式別紙1）

部 局	浪岡事務所	担当課	都市整備課 教育課	担当者	澁谷・小笠原（浪岡総合公園） 竹ヶ原 亜希（浪岡体育館）	連絡先	0172-62-1168（都市整備課） 0172-62-3004（教育課）
-----	-------	-----	--------------	-----	---------------------------------	-----	--

No	施設名 (条例上の正式名称)	所管課	指定管理者	募集 形態 (現行)	指定期間	利用料金制		使用料収入決算 (見込)額 (千円)			市支出決算(見込)額						市への納付額 (千円)			精算条項の 有無		障害者 の雇用 状況		
						導入 以前	導入後		導入 以前	H22	H23	導入以前			H22		H23		(H21)	(H22)	(H23)		協定書	覚書
							完全	一部				正職員 (人)	再任用等 (人)	直接経費 (千円)	職員 (人)	市支出額 (千円)	職員 (人)	市支出額 (千円)						
1	浪岡総合公園	都市整備課	浪岡青い森スポーツ協議会	公募	H20～H24(5年間)			331	414	354	0.05	0.25	11,351	0	12,327	0	12,327				無	無		
2	青森市浪岡陸上競技場	"	(一括管理)	公募	"																無	無		
3	青森市浪岡庭球場	"		公募	"																無	無		
4	青森市浪岡相撲場	"		公募	"																無	無		
5	青森市浪岡野球場	"		公募	"																無	無		
6	青森市浪岡体育館	教育課	浪岡青い森スポーツ協議会(JV)	公募	H20～H24(5年間)			0	430	615	4	0	38,912	4	15,365	4	15,365	522	572	745	無	無		
合 計								331	844	969	4	0	50,263	4	27,692	4	27,692	522	572	745				

* 青森市浪岡体育館(本館)改築のため(H17.9.1から閉館)、青森市浪岡体育館の「導入以前」については、平成17年度数値とした。

実績数値(利用者数や入場者数など)

実績数値指標	導入以前	導入後				
		H19	H20	H21	H22	H23
浪岡総合公園利用者数	37,982	-	36,529	25,694	36,215	31,150
陸上競技場利用者数	16,614	-	13,998	10,353	15,801	15,379
野球場利用者数	10,090	-	8,848	5,731	7,609	3,907
庭球場利用者数	10,488	-	13,233	9,010	12,205	11,254
相撲場利用者数	790	-	450	600	600	610
浪岡体育館(本館)利用者数(人)	36,257	-	47,992	57,350	58,605	46,523
浪岡体育館(別館)利用者数(人)	9,742	-	5,217	8,666	10,411	8,540

* 青森市浪岡体育館(本館)改築のため(H17.9.1から閉館)、青森市浪岡体育館の「導入以前」については、平成16年度(自治体直営で閉館した直近の年)数値とした。

指定管理者制度導入の検証

指定管理者制度を導入したことによるメリット、これまでを踏まえて次回募集するにあたっての課題と対応についてと、実際に市民・利用者から寄せられた意見等

メリット	課題と対応	市民・利用者から寄せられた意見等
<p>【浪岡総合公園】</p> <p>浪岡体育館及び浪岡総合公園を一括して指定管理者に委ねることにより、周辺運動施設の一括した管理・運営が可能となり、利用者の多様なニーズに対応できる他、民間のノウハウを活用した質の高いサービスを提供できる。</p> <p>浪岡体育館及び浪岡総合公園が各々単独で指定管理者へ移行した場合、双方に管理責任者1名ずつ計2名の配置が必要になるが、一括管理により1名のみ配置としている。</p>	<p>減免申請について 課題...指定管理者制度導入後も、使用料の減免に関しての権限は市にあるため、使用許可申請の窓口において、減免が許可となるかどうかの回答ができない。 対応...これまでどおり窓口にて減免となりうる要件やこれまでの事例などを詳細に説明していく。</p> <p>土地の占用、行政財産の目的外使用について 課題...指定管理者制度導入後も、土地の占用、行政財産目的外使用に関しての許可権限は市にあるものの、指定管理者による管理上の問題もあることから、事前協議においては相手方・市・指定管理者の三者による協議が必要となり、時間を要することがある。 対応...施設の管理上、これまでどおり三者による事前協議は重要であることと説明していく。</p>	<p>【市民からの意見】 野球場のナイター照明を煌々と点けているが、節電という世の中の風潮に反していないか？</p> <p>【対応】 野球場のナイター照明については、利用者から使用料をしっかりと徴収していること、また、電力のピークシフトを行っていること、施設内や敷地内の見やすいところに節電への協力を求めるように啓発を行っていること、利用者にも、時間帯に合わせた点灯方法をお願いし、無駄な電力の消費を減らす努力をしていること等を説明し理解を得た。 これらの節電や啓発については今後も徹底していく。</p>
<p>【浪岡体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> 節電・節水に努め、経費の軽減を図るとともに、よりよい市民サービスの提供に繋がるよう、利用者要望を反映した施設管理運営につとめている。結果として施設利用者数は、（平成23年度は震災による利用制限の影響が見られるものの）導入以前と比べて飛躍的に増加している。 独自にホームページを開設し、また、広報等による施設の周知に努めるなど、民間のノウハウを活用した広報活動を展開している。 自主事業や、市の体育振興補助事業の支援を行なう活動についても、事業参加者や施設利用者の要望の反映に努め、魅力的な事業とするよう工夫している。 	<p>（H21財政援助団体等書類監査）</p> <ul style="list-style-type: none"> 問題点：臨時開館・閉館に要する手続きに遺漏がある。 再委託業務が全て一者随意契約となっている。 対応：指定管理者の事務手続認識不足並びに担当課の指導不徹底によることから、指定管理者に指導し、以後改善された（対応済）。今後も、適宜適切な説明・指導を行なうことに努める。 	<p>（指定管理者移行後、初年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見等：開館時間中に施設に電話しても、業務員が電話に出ないことがある。 検証結果：指定管理者に聞き取りしたところ、業務員1名が勤務に従事している時間帯に、「別の電話対応（接客）中」・「設備（トイレ等）に不具合が生じて修繕対応中」等の事情、との説明を受けた。以後、問い合わせの多い時間帯に、業務員が複数名で勤務に当たるよう指定管理者が勤務体制を調整し対応してきた。しかし、施設利用者数が増加したこと等の事情により、指定管理者制度移行前の市の業務量の積算が、現状に合わない懸念があることから、業務量等の検討及び再積算が必要と考えられる。 <p>（支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見等：地域が一体となってスポーツ振興を図ることのできる事業であり、継続して開催してほしい。 対応：市補助事業から指定管理者必須事業への組替を検討する。

回次の募集に向けて

- を踏まえた上での回次の募集についてとその理由

	現行（～H24）	今後（H25～）	理由
指定期間	H20～H24（5年間）	H25～H29（5年間）	市民サービスの継続性と安定性を確保しながら、指定管理者が計画的な管理運営を行うことができるよう指定の期間を5年間とする。
利用料金制	（利用料金制なし）	利用料金制なし）	公園はレクリエーションや運動の場として、市民の皆さんへ開放する公共施設であることから、利用料金制としない。 施設の設置目的（市民の体育、スポーツの普及及び振興を図り、もって健康で文化的な市民生活の形成に資する）並びに、児童・生徒の利用が多い現状を考慮すると、利用料金制の採用はなじまない。
募集形態	公募	公募	原則にしたがって公募とする。